

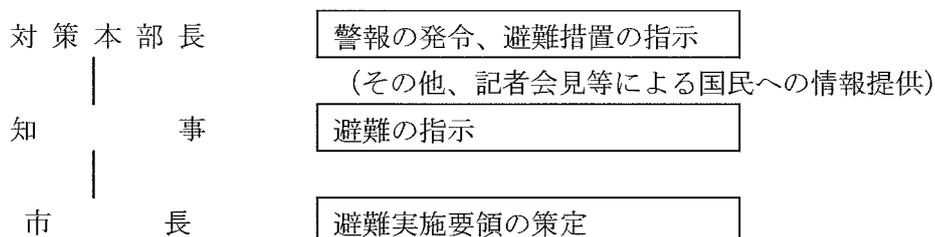
## 第2章 避難措置に係る基本的事項

### 第2章 避難措置に係る基本的事項

市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行う事となる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

#### 1 避難住民の誘導までの流れ

避難の指示等の流れについては、概ね以下のとおり、国の対策本部長より「警報の発令、避難措置の指示」を県知事へ行い、それに基づき県知事が市長へ避難指示し、市長は迅速に避難実施要領の策定を行い、避難住民の誘導を行うものである。



#### 2 想定される事態及び特徴

想定される事態及びその特徴については、以下の表のとおりである。

##### ■ 国民保護計画において想定される事態及びその特徴

	類 型	主 な 特 徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li><li>・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。</li><li>・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li></ul>
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・突発的に被害が生ずることも考えられるため、人口密集地域、橋りょう、トンネルなどに対する注意が必要。</li><li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</li></ul>
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li><li>・極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li></ul>

## 第2章 避難措置に係る基本的事項

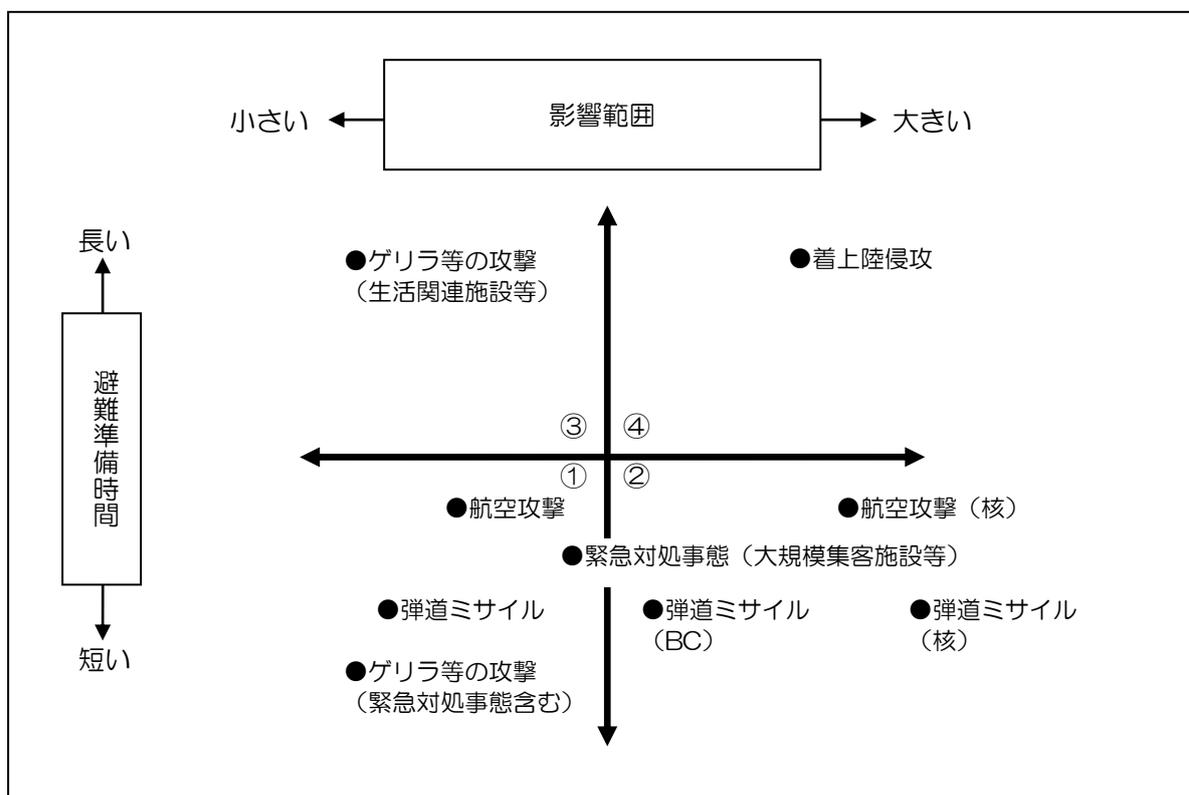
(つづき)

	類 型	主 な 特 徴
武力攻撃事態	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも予想される。</li> </ul>
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。</li> <li>・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。</li> </ul>
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。</li> <li>・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。</li> </ul>
	大量殺傷物質等による攻撃(放射性物質、生物剤、化学剤等)	<p><b>【放射性物質等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。</li> <li>・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> <li>・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul> <p><b>【生物剤による攻撃】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。</li> </ul> <p><b>【化学剤による攻撃】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>・特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul>

## 第2章 避難措置に係る基本的事項

### 3 避難形態について

事態の種類、攻撃の影響範囲及び準備時間の有無による避難のパターンを整理すると、以下の図のような分類が可能である。



#### ■避難の形態

避難の形態は、避難準備時間及び影響範囲より、「自宅及び近傍の建物への避難」及び「市内の避難場所及び施設へ避難」「市外への避難」の3種類が基本である。想定される事態と合わせて整理すると、以下のような避難形態が考えられる。

#### ①突発的で影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する（屋内避難）。

#### ア ゲリラ等による攻撃

- ・攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- ・状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。

#### イ 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。
- ・当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内へ避難を指示
- ・着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じた必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難させる。

## 第2章 避難措置に係る基本的事項

### ウ 航空攻撃

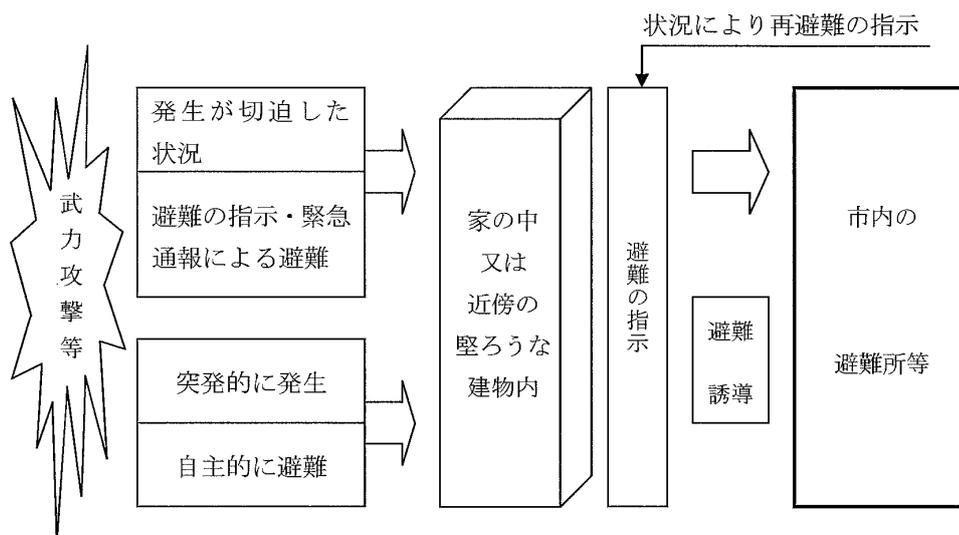
- ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。

### エ 大規模集客施設への攻撃

- ・施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。

### オ 交通機関等を使用した攻撃

- ・市中心部における突発的な攻撃の事態又は大規模集客施設に対する攻撃と同様の対処とする。



### ②突発的で影響範囲が大きい事態（弾道ミサイル（BC、核）、航空攻撃（核））

基本的な避難形態：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難（他市町村への避難）

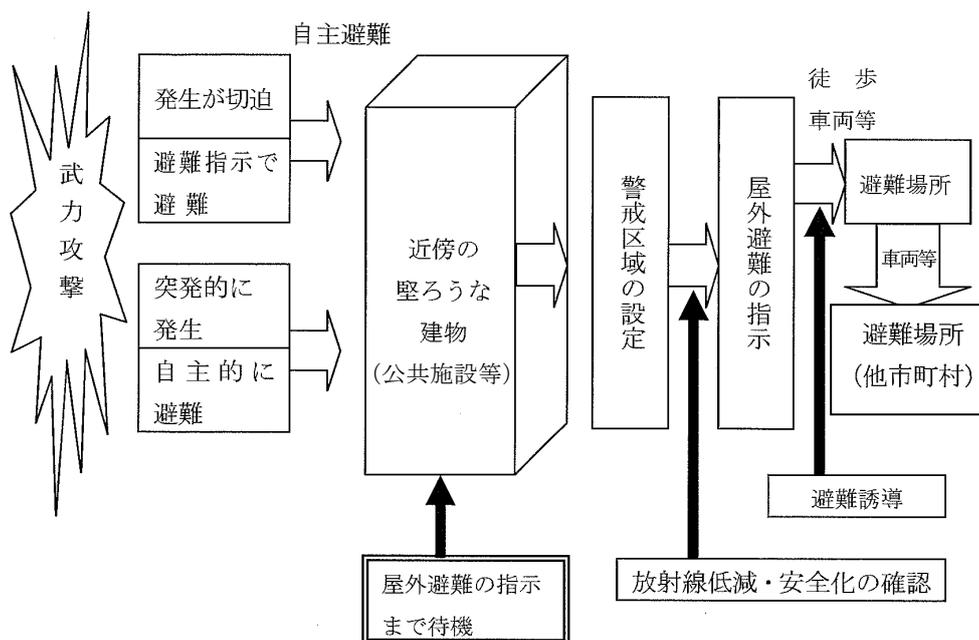
#### ア 弾道ミサイル攻撃（BC、核弾頭）

- ・攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難
- ・一定時間後、BCや放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響をうけるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。

#### イ 航空攻撃（核爆弾）

- ・弾道ミサイルと同様の対処とする。

## 第2章 避難措置に係る基本的事項

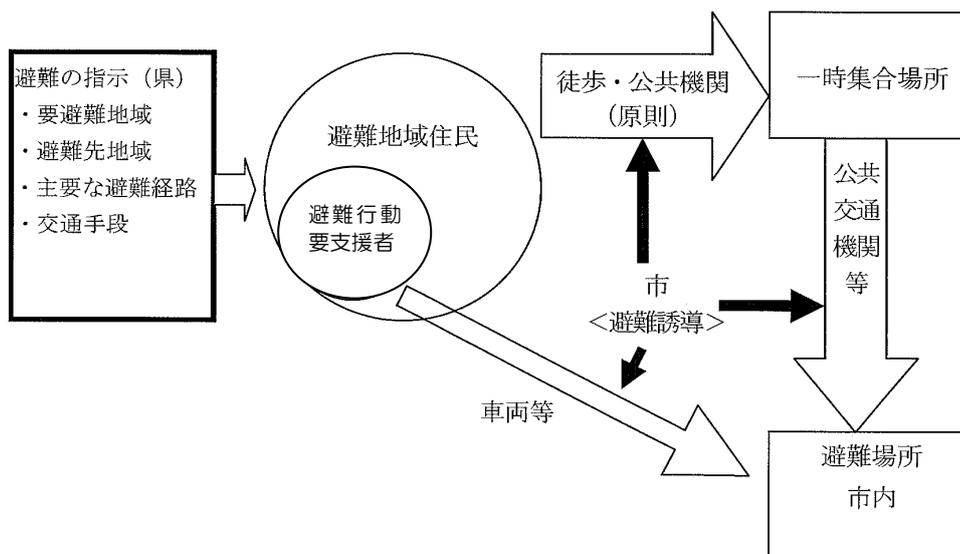


### ③ 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる。

#### ア ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測される事態

- ・警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。



※「公共交通機関等」とは、市が協力要請をするバス会社による輸送を想定

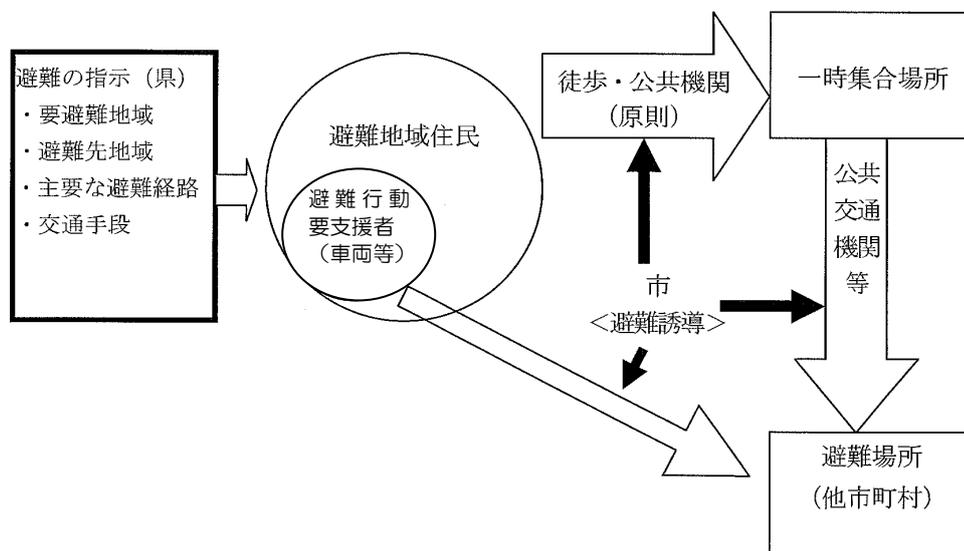
## 第2章 避難措置に係る基本的事項

### ④時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態

基本的な避難形態：計画的に市外へ広域的に避難

#### ア 着上陸侵攻

- ・ 時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。
- ・ 事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市及び県の区域を越える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・ このため、国の総合的な方針に基づき、避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めないものとする。



## 第2章 避難措置に係る基本的事項

### 4 避難実施要領のパターン作成を検討する地域区分について

本パターンにおいては、市域において避難施設として位置づけられている8つの小学校を基本とした小学校区で考えるものとする。

想定事態については、「2 想定される事態及び特徴」で整理した6事態（着上陸侵攻及び危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃は除く）について、各小学校区の状況を勘案し1事態ずつパターンを作成する。

事態が発生した場合には、それを基に避難地域にあてはめて避難実施要領を作成するものとする。

